

滋 障 福 第 5 0 1 号
令和 6 年(2024 年) 5 月 1 日

各障害福祉サービス事業所 管理者 様

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

「工賃向上計画」の策定について

平素は本県障害福祉施策の推進について御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 6 年度から令和 8 年度における「工賃向上計画」の策定について、別添のとおり「『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針」(以下「指針」)の一部改正があり、また、本県では滋賀県障害者プラン 2021 において平均工賃月額 30,000 円以上を達成する事業所数の増加を目標としているところです。

つきましては、各事業所においても工賃向上に向けた取組みを検討いただき、下記により、事業所ごとの「工賃向上計画」を策定のうえ提出いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、工賃向上への取組み支援にあたっては、滋賀県社会就労事業振興センターに委託実施することとしておりますので、積極的な活用をご検討ください。

記

1 計画策定対象事業所

就労継続支援 B 型事業所

※就労継続支援 A 型事業所 (雇用契約を締結していない利用者に係るものに限る)、生活介護事業所 (就労支援事業を行っている場合)、地域活動支援センターのうち、工賃向上への取組み支援を希望する事業所を含む

2 計画に記載する内容

「指針」3 のア「工賃向上計画に盛り込む事項」ほかの事項

なお参考様式として添付の様式をお示ししますので、御活用ください。

3 留意事項

【就労継続支援 B 型サービス費 (I) ~ (III)】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定

に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表介護給付費等単位数表第14の1のイの就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）、ロの就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）およびハの就労継続支援B型サービス費（Ⅲ）については、工賃向上計画を4月中に作成していなければ算定できませんが、当該計画の県へ提出は令和6年5月31日（金）までで構いません。

【目標工賃達成指導員配置加算および目標工賃達成加算】

目標工賃達成指導員配置加算および目標工賃達成加算についても、工賃向上計画を4月中に作成していなければ算定できませんが、当該計画の県へ提出は令和6年5月31日（金）までで構いません。

【工賃向上計画の公表】

作成した「工賃向上計画」については、事業所のホームページや広報誌を通じて公表してください。

4 提出期限

令和6年5月31日（金）

5 提出方法

メール【アドレス：ec0002@pref.shiga.lg.jp】

| |
|--|
| 滋賀県健康医療福祉部障害福祉課 企画・指導係 TEL 077-528-3544 / FAX 077-528-4853 |
|--|